

財務省第11入札等監視委員会
平成29年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成29年9月20日(水) 高松国税局第一会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 岡林 正文 (公認会計士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授)	
審議対象期間	平成29年4月1日(土)～平成29年6月30日(金)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	<p>契約件名：観音寺税務署ほか1件庁舎屋上防水改修一式 契約相手方：株式会社馬場工務店 契約金額：9,450,000円 契約締結日：平成29年5月18日 担当部局：高松国税局</p> <hr/> <p>契約件名：平成29年度四国管内合同宿舍施設改修設計業務 契約相手方：株式会社フタバ設計 契約金額：2,073,600円 契約締結日：平成29年5月1日 担当部局：四国財務局</p>
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	2件	<p>契約件名：平成29年度高松国税総合庁舎警備業務 契約相手方：大和警備保障株式会社 契約金額：22,339,216円 契約締結日：平成29年4月3日 担当部局：高松国税局</p> <hr/> <p>契約件名：平成29～31年度未利用国有地の管理等業務委託契約 契約相手方：株式会社ウエストグループ 契約金額：8,554,360円 契約締結日：平成29年4月3日 担当部局：四国財務局</p>
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	—	—
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「平成29年度高松国税総合庁舎警備業務」 契約相手方：大和警備保障株式会社 契約金額：22,339,216円 契約締結日：平成29年4月3日 担当部局：高松国税局</p> <p>仕様書において、休日を担当する2名の警備士の時間帯を1時間半ずらしているのはどういった理由があるのか。</p> <p>今回の契約の場合、警備会社は常に警備士を8名確保しておく必要がある。雇用の安定性を考慮すれば、単年度契約ではなく、複数年の長期契約にすることはできないか。</p> <p>過去の落札業者は怎么样了っているか。</p> <p>警備士の人数については、検討を行っているか。</p>	<p>仮眠や引継時間を考慮してのことである。</p> <p>現状では、予算の関係から単年度契約を行っている。</p> <p>前年度も同じ業者が落札しているが、それ以前は別の業者が落札しているため、競争性は図られていると認識している。</p> <p>検討を行い、庁舎の職員数、来署者数を考慮すると、現状の人数が必要と認識している。</p>
<p>【案件2】 「第29年度四国管内合同宿舎施設改修設計業務」 契約相手方：(株)フタバ設計 契約金額：2,073,600円 契約締結日：平成29年5月1日 担当部局：四国財務局</p> <p>現地調査、基本設計と実施設計を分ける業務案件があったと思うが何か考え方があるか。</p> <p>設計の仕方・金額で選定をしているが、設計の技術提案等について勘案し選定する方法があるのではないか。</p> <p>給湯器については、メーカーへの発注で済むのではないか。</p>	<p>その案件は地質調査を含んでいる案件で設計業務と合わせて実施することができないため分けたが、この案件については、現地調査、基本設計と実施設計を合わせて行っている。</p> <p>受注した設計事務所は、当局の設計業務について過去に受注した経験があり、設計ノウハウも充分あるため設計業務の条件を満たす成果品が提出できると判断した。また、技術提案を求める場合、企画競争となり財務大臣の承認が必要となる。</p> <p>本件の場合、設計だけでなく予定価格を作成し、詳細な積算資料等について作成する必要があったため、設計事務所に発注をした。</p>

【案件3】

「観音寺税務署ほか1件庁舎屋上防水改修一式」

契約相手方：株式会社馬場工務店

契約金額：9,450,000円

契約締結日：平成29年5月18日

担当部局：高松国税局

落札率が低い理由は何か。

工事終了後の竣工検査はどのように行ったのか。

屋上防水工事について、通常どのくらいの期間で改修を行っているのか。

【案件4】

「第29～31年度未利用国有地の管理等業務委託契約（香川地域）」

契約相手方：㈱ウエストグループ

契約金額：8,554,360円

契約締結日：平成29年4月3日

担当部局：四国財務局

総合評価方式による入札で、入札価格と評価点の関係はどうなるのか。例えば、入札価格が大幅に低ければ、当該業者が落札者となるのか。

未利用国有地管理業務は、マンパワー的なやり繰りが大変だと思うが、その業務遂行の品質について、どのようにチェックしているのか。

未利用国有地管理業務は、比較的単純な業務の内容であるが、なぜ総合評価方式を採用したのか。

落札率が低いことから、落札業者に確認したところ、防水工事は同業者が多く、競争も広域化している。特に7月から8月頃は工事件数が少ないことから、雇用状況を維持するためには利益が少なくとも落札する必要があったため、低価格となった。

なお、低価格調査を行い、経営実績や過去の施行状況を検討した結果、施行可能と判断し、契約を行った。

国、業者及びメーカーの担当者が、現場において目視で入念に確認した。

また、大雨の後、水漏れがないかについても確認している。

今回は、前回の改修工事から16年及び17年経過後に行ったが、通常メーカー保証は10年であるため、10年から15年経過後には、損傷状況を踏まえながら行うよう計画をしている。

落札者を決定する際の算定の基準は、評価点を入札価格で除した値で、その値が高い者が落札者となる。

受託業者は、業務完了後、作業報告書を定期的に財務局へ提出し、業務内容を撮影した写真も合わせて提出している。また、職員も現場に出向いた際、現地を確認している。

総合評価方式による入札を行うには、財務大臣の承認を受ける必要があるが、当該業務については財務省通達により総合評価方式による落札者の決定について規定されている。